



美しい国土景観の形成を目指して

日本風景街道の概要

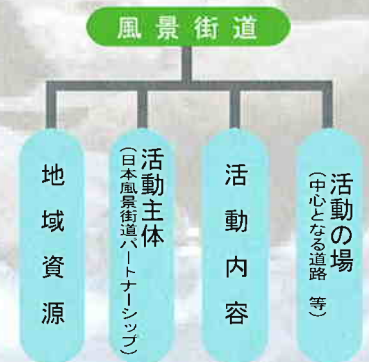
平成19年4月20日、日本風景街道戦略会議の委員長である奥田碩氏(日本経済団体連合会名誉会長)より、冬柴鐵三国土交通大臣に、「日本風景街道の実現に向けて 提言」が手交されました。



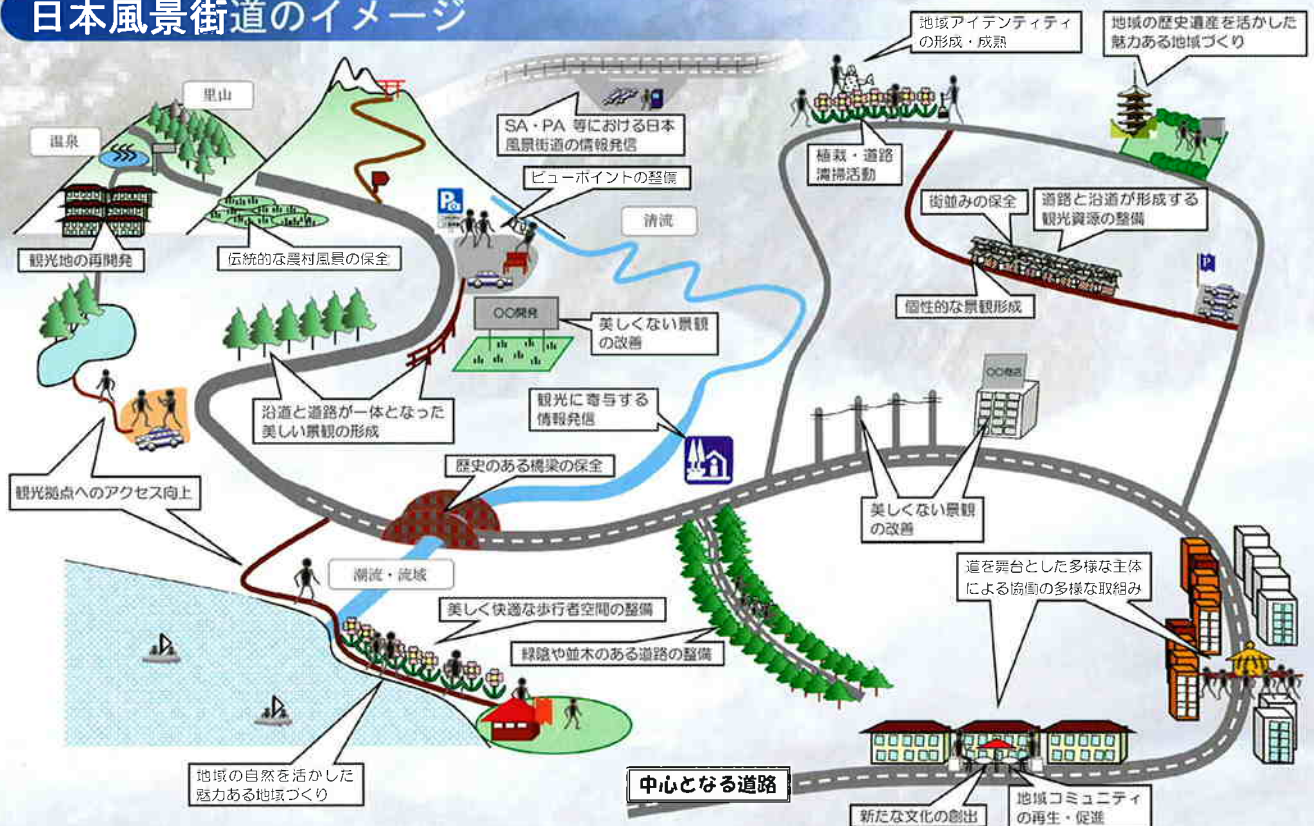
日本風景街道とは

日本風景街道とは、国土文化の再興に向けて、文化資源の保存や保護、活用だけでなく、美しい国土景観の形成、地域活性化や観光振興を有機的につなぐものであり、道を舞台に、多様な主体の協働により行われるものです。

また、日本風景街道は、「地域の資源」と「活動する人たち」、「活動内容」、「活動の場」から構成されるもので、それらを総称して「風景街道」と言います。



日本風景街道のイメージ



日本風景街道の活動内容

既に、日本各地で、地域固有の資源を活かし、甦らせるための活動、美しい景観・風景を創出する活動(美しくない景観を改善する活動)、来訪者をもてなし、楽しませるための活動など、様々な活動が行われています。

地域固有の資源を活かし、甦らせるための活動



ワークショップ等の開催



現況調査・資源発掘調査



観光拠点へのアクセス向上



古道・旧道の発掘

美しい景観・風景を創出する活動(美しくない景観を改善する活動)



美しくない景観の改善
(広告看板の規制・撤去)



美しくない景観の改善
(電線・電柱の地中化)



美しくない景観の改善
(ガードレールの見直し)



植栽・道路清掃活動

来訪者をもてなし、楽しませる活動



語り部・ボランティアガイドの育成



スタンプラリーの開催



観光に寄与する情報発信
(道路・交通情報の提供)



オープンカフェの設営



案内看板の整備



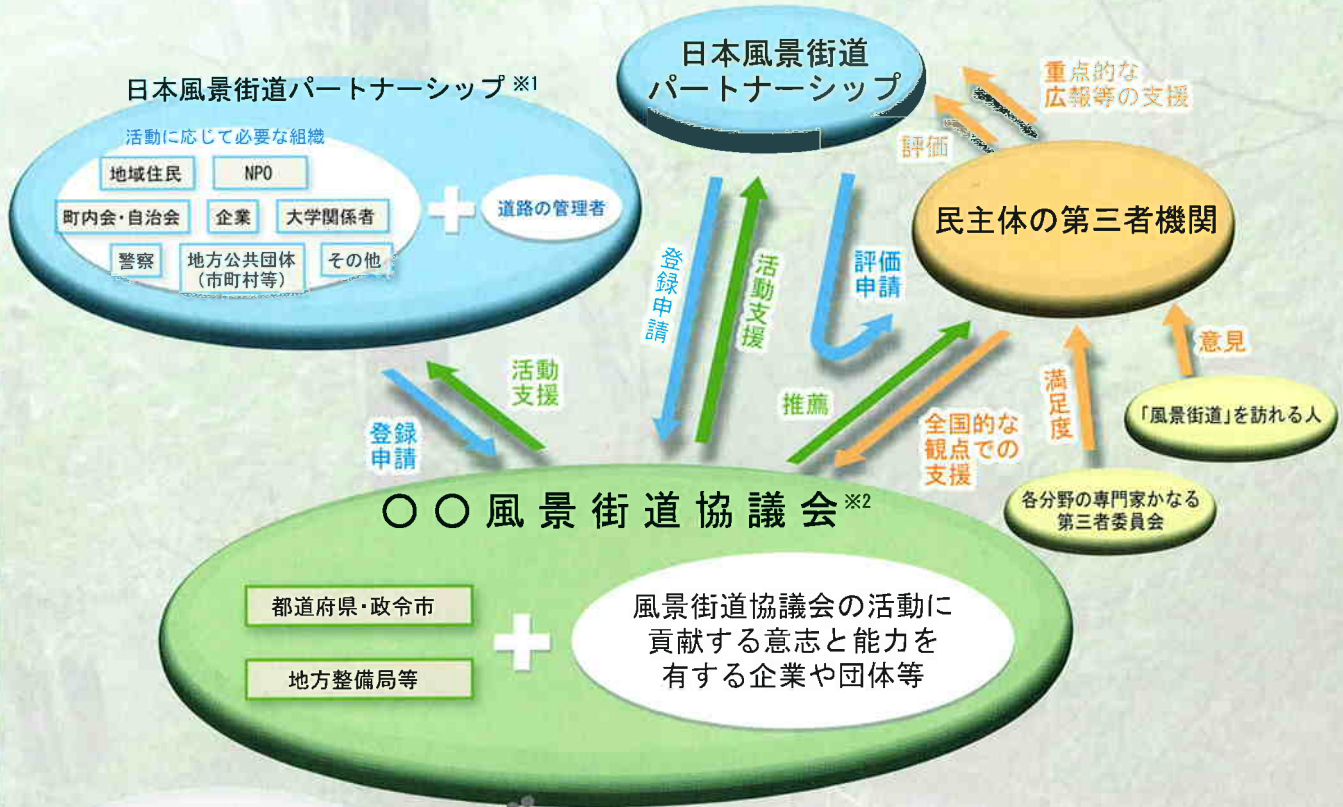
駐車場・ビューポイントの整備



観光に寄与する情報発信
(ガイドマップ・ガイドブックの作成)

日本風景街道の仕組みの概要

日本風景街道は、登録の枠組みを先行して構築し、概ね3年後を目途に評価の枠組みを構築する予定です。



日本風景街道に関する
連絡調整を行うため、
行政機関からなる会議を
必要に応じて設置

※1 日本風景街道の活動主体であり、「風景街道」ごとに、「活動に応じて必要な組織（地域住民、NPO、町内会、自治会、企業、大学関係者、警察、市町村等の地方公共団体等）」と「道路の管理者」で作られる。

※2 日本風景街道の登録受け付けなどを行う組織であり地方ブロック毎に行政、民間から構成される協議会

問い合わせ先

国土交通省	道路局	道路環境調査室	03-5253-8111(代表)(内線38232)
北海道開発局	建設部	道路計画課	011-709-2311(代表)(内線5357)
東北地方整備局	道路部	道路計画第二課	022-225-2171(代表)(内線4252)
関東地方整備局	道路部	道路計画第二課	048-601-3151(代表)(内線4253)
北陸地方整備局	道路部	道路計画課	025-280-8880(代表)(内線4213)
中部地方整備局	道路部	計画調整課	052-953-8119(代表)(内線4312)
近畿地方整備局	道路部	計画調整課	06-6942-1141(代表)(内線4313)
中国地方整備局	道路部	地域道路課	082-221-9231(代表)(内線4613)
四国地方整備局	道路部	地域道路課	087-851-8061(代表)(内線4612)
九州地方整備局	道路部	道路計画第二課	092-471-6331(代表)(内線4252)
沖縄総合事務局	開発建設部	道路建設課	098-866-0031(代表)(内線4353)